（農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第四条　農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。
（削る）	一　公益信託ニ関スル法律第四条第一項（農林水産省の所掌に係る部分に限る。）
一ノ三十一　（略）	二ノ三十二　（略）

附　則

この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法　規　的　告　示

○デジタル庁・総務省告示第九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百五十一号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第３　個人番号カードのセキュリティ対策等	第３　個人番号カードのセキュリティ対策等
［１　略］	［１　同左］
２　個人番号カードのセキュリティ対策	２　個人番号カードのセキュリティ対策
［(1)～(6)　略］	［(1)～(6)　同左］
(7)　券面の偽造等の防止	(7)　券面の偽造等の防止
ア　個人番号カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、個人番号カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、個人番号カードの券面に氏名、氏名の振り仮名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下ア及び第４の１の(2)のエにおいて同じ。）、旧氏の振り仮名（同条に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下ア及び第４の１の(2)のエにおいて同じ。）、通称（同令第30条の16第１項に規定する通称をいう。以下ア及び第４の１の(2)のエにおいて同じ。）、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(ｲ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字をレーザー光を利用して刻印するほか、券面事項確認情報（券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(ｲ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字並びに券面に印刷した写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあっては、券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(ｲ)の照合番号の一部として利用するた	ア　個人番号カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、個人番号カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、個人番号カードの券面に氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下ア及び第４の１の(2)のエにおいて同じ。）、通称（同令第30条の16第１項に規定する通称をいう。以下ア及び第４の１の(2)のエにおいて同じ。）、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(ｲ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字をレーザー光を利用して刻印するほか、券面事項確認情報（券面に記載した氏名、旧氏、通称、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(ｲ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字並びに券面に印刷した写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るものにあっては、券面に記載した氏名、旧氏、通称、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期間が満了する日及びウの(ｲ)の照合番号の一部として利用するための四桁の数字）に関する情報をいう。以下同じ。）を券面事項確認利用領域に記録するとともに、個人番号カードの券面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。